

平成 20 年 11 月 27 日

各 位

特定非営利活動法人 日本少額短期保険協会

会長 倉田 武

社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会

会長 伊藤 博

少額短期保険募集人試験の統合について

特定非営利活動法人日本少額短期保険協会（会長 倉田 武、以下「日本少短協会」という。）および社団法人全国宅地建物取引業協会連合会（会長 伊藤 博、以下「全宅連」という。）は、両団体で実施してきた少額短期保険募集人試験（以下「試験」という。）を統合することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本試験の統合に伴い、試験統合日以降の少額短期保険募集人の登録に際しては、全宅連の試験の合格者も、日本少短協会の試験の合格者と同様に取り扱われることとなります。

記

1. 試験統合日

平成 20 年 12 月 18 日（木）

2. 統合後の試験実施運営について

試験統合日以降、試験は日本少短協会において実施運営されることとなります。

(1) 受験申込窓口

お取扱いの少額短期保険事業者が受験申込みの窓口となります。受験ご希望の方は各少額短期保険事業者にお問い合わせください。なお、受験料は受験者 1 名あたり 5,000 円（税込）です。

(2) 試験に関するお問合せ

試験につきましては、以下の日本少短協会ホームページにてご案内しております。また、試験に係わる各種照会窓口は少額短期保険募集人試験センターとなります。

日本少短協会ホームページ

<http://www.shougakutanki.jp/>

少額短期保険募集人試験センター

:03-5690-4800（受付時間 9:00～17:00、土日祝祭日、12/30～1/3 を除く）

E-mail:shotanshiken_center@jis.co.jp

3 . 試験統合後の全宅連試験合格者の取扱いについて

試験統合日以降は、これまでに全宅連の試験に合格した効果は、日本少短協会の試験に合格した効果と同一とみなされます。

4 . 全宅連が保有する合格者情報等の取扱いについて

全宅連が保有する合格者情報等は、試験を実施運営する日本少短協会に移管されます。また、試験統合日以降は、日本少短協会が定める個人情報取り扱い方針および文書管理規定に則り管理されます。

5 . 少額短期保険募集人の登録に際して

試験の統合に伴い、試験統合日以降の少額短期保険募集人の登録に際しては、全宅連の試験の合格者も、日本少短協会の試験の合格者と同様に扱われることとなります。

以上

< 本件に関するお問い合わせ先 >

〒104 - 0032 東京都中央区八丁堀 1 - 4 - 5 幸和ビル 6 階
特定非営利活動法人 日本少額短期保険協会 事務局
(03 - 6222 - 4422)

〒101 - 0032 東京都千代田区岩本町 2 - 6 - 3 全宅連会館
社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会 教育研修担当
(03 - 5821 - 8112)